

令和8年冬のTOKYO交通安全キャンペーンの重点設定理由

○ 重点1

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

【設定理由】

8月末現在、都内における交通事故死者数は80人であり、そのうち歩行者が45%を占め、その6割以上が高齢者となっている。また、子供が関係する交通事故も依然として発生しており、道路横断時の安全確認を始めとした安全な交通行動の実践が求められている。加えて、歩行者側にも横断禁止場所横断や信号無視等の交通違反が認められるケースが多いことから、歩行者に対する交通ルールの周知徹底が必要である。さらに、令和8年9月1日から生活道路における法定速度が時速30キロメートルに引き下げられたことを踏まえ、「生活道路は人が優先」であるとの意識を広く浸透させ、歩行者の安全確保を一層推進する必要があること。

○ 重点2

二輪車の交通事故防止

【設定理由】

8月末現在、都内における交通事故死者数80人のうち、二輪車（原付車を含む。）乗車中の死者は24人と全体の約3割を占めており、状態別では歩行中に次いで多い状況にある。このため、運転経験が浅く運転技術が未熟な若年層や、通勤・業務等で二輪車を利用する中高年層に対する交通安全教育及び広報啓発を推進するとともに、致命傷となりやすい頭部を保護するヘルメットや胸部を保護するプロテクターの適正な着用を促進し、被害軽減を図る必要があること。

○ 重点3

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

【設定理由】

年末にかけて日没時刻が早まり、例年この時期は歩行者の交通事故死者数が増加する傾向にあることから、歩行者に対し、夕暮れ時や夜間の外出時における反射材用品の着用や明るく目立つ色の衣服の着用を促進するとともに、歩行者が被害に遭う交通事故実態を広く周知する必要がある。

また、運転者に対しては、前照灯を日没前から点灯する「トワイライト・オン運動」を推進するとともに、ハイビームの適切な活用による道路上の危険の早期発見及び安全確認の徹底について広報啓発を行う必要がある。

さらに、横断歩道横断中の歩行者に自動車衝突する重大事故が依然として発生していることから、運転者による横断歩行者保護の徹底と安全運転意識の向上を図る必要があること。

○ 重点 4

飲酒運転の根絶

【設定理由】

8月末現在、都内における飲酒運転による交通事故は112件（前年同期比9件減）発生しているほか、飲酒運転による死亡事故は6件と前年同期に比べ4件増加しており、飲酒運転の根絶には依然として至っていない状況にある。また、例年、年末期は飲酒運転に起因する交通事故の発生が年間を通じて最も多くなる傾向にあることから、飲酒運転の危険性及び悪質性について広く周知するとともに、「飲酒運転をしない、させない、許さない」との意識を徹底するなど、その根絶を図る必要があること。

○ 重点 5

自転車と特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール・遵守の徹底

【設定理由】

8月末現在、都内における自転車乗用中の交通事故死者数は10人と前年同期に比べて減少しているものの、依然として多くの尊い命が失われている状況にある。また、自転車が関係する交通事故では、交差点安全進行義務違反や一時不停止、信号無視等、自転車側にも多くの法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底を図る必要がある。さらに、本年4月から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されたことを踏まえ、自転車の基本的な通行方法を始めとする交通ルールについて広く周知する必要がある。

また、特定小型原動機付自転車については、飲酒運転や歩道通行、信号無視等の悪質・危険な交通違反が依然として認められることから、指導取締りと併せて広報啓発活動を推進し、ヘルメット着用の促進をはじめ、交通ルールの理解と遵守の徹底を図る必要があること。

○ 重点 6

違法駐車対策の推進

【設定理由】

路上における違法駐車は、交通事故を誘引する危険性が高いほか、交通渋滞の原因となり、緊急自動車や路線バスのみならず、車道通行が原則とされている自転車の円滑な通行妨害を妨げるなど、道路交通に大きな影響を及ぼしている。このため、車両通行量の増加が見込まれる年末期において、違法駐車防止に向けた広報啓発活動を推進するとともに、違法駐車対策を強化し、交通渋滞の解消及び安全で円滑な道路交通環境の確保を図る必要があること。